

社会福祉法人会計基準の構成

■社会福祉法人会計基準は、「会計基準省令」と一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を記載した通知（「運用上の取扱い」、「運用上の留意事項」）によって構成される。

社会福祉法人会計基準省令

- 会計基準の目的や一般原則等、会計ルールの基本原則を定めるもの。
- 計算書類の様式、勘定科目を規定

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（局長通知）

- 基準省令の解説
- 附属明細書及び財産目録の様式を規定

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（課長通知）

- 基準省令及び運用上の留意事項では定めていない一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行
- 各勘定科目の説明を規定

社会福祉法人が作成する計算書類

■法人全体、事業区分別、拠点区分別に、計算書類(資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表)を作成する。

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	備考
法人全体	第一号第一様式 (法人単位資金収支計算書)	第二号第一様式 (法人単位事業活動計算書)	第三号第一様式 (法人単位貸借対照表)	
法人全体 (事業区分別)	〇〇第一号第二様式 (資金収支内訳表)	〇〇第二号第二様式 (事業活動内訳表)	〇〇第三号第二様式 (貸借対照表内訳表)	左記様式では事業区分間の 内部取引消去を行う
事業区分 (拠点区分別)	◎第一号第三様式 (事業区分資金収支内訳表)	◎第二号第三様式 (事業区分事業活動内訳表)	◎第三号第三様式 (事業区分貸借対照表内訳表)	左記様式では拠点区分間の 内部取引消去を行う
拠点区分 (一つの拠点を表示)	第一号第四様式 (拠点区分資金収支計算書)	第二号第四様式 (拠点区分事業活動計算書)	第三号第四様式 (拠点区分貸借対照表)	
サービス区分	☆拠点区分 資金収支明細書	☆拠点区分 事業活動明細書		各明細書ではサービス区分間の 内部取引消去を行う

(注) 法人の事務負担軽減のため、以下の場合には財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。

1. 〇印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の種類に応じていずれか1つを省略できる。
なお、サービス区分が一つの法人の場合いずれも省略できる。

事業区分、拠点区分等の区分方法

■実施事業に応じて、事業区分、拠点区分、サービス区分の分類を行う。

① 事業区分

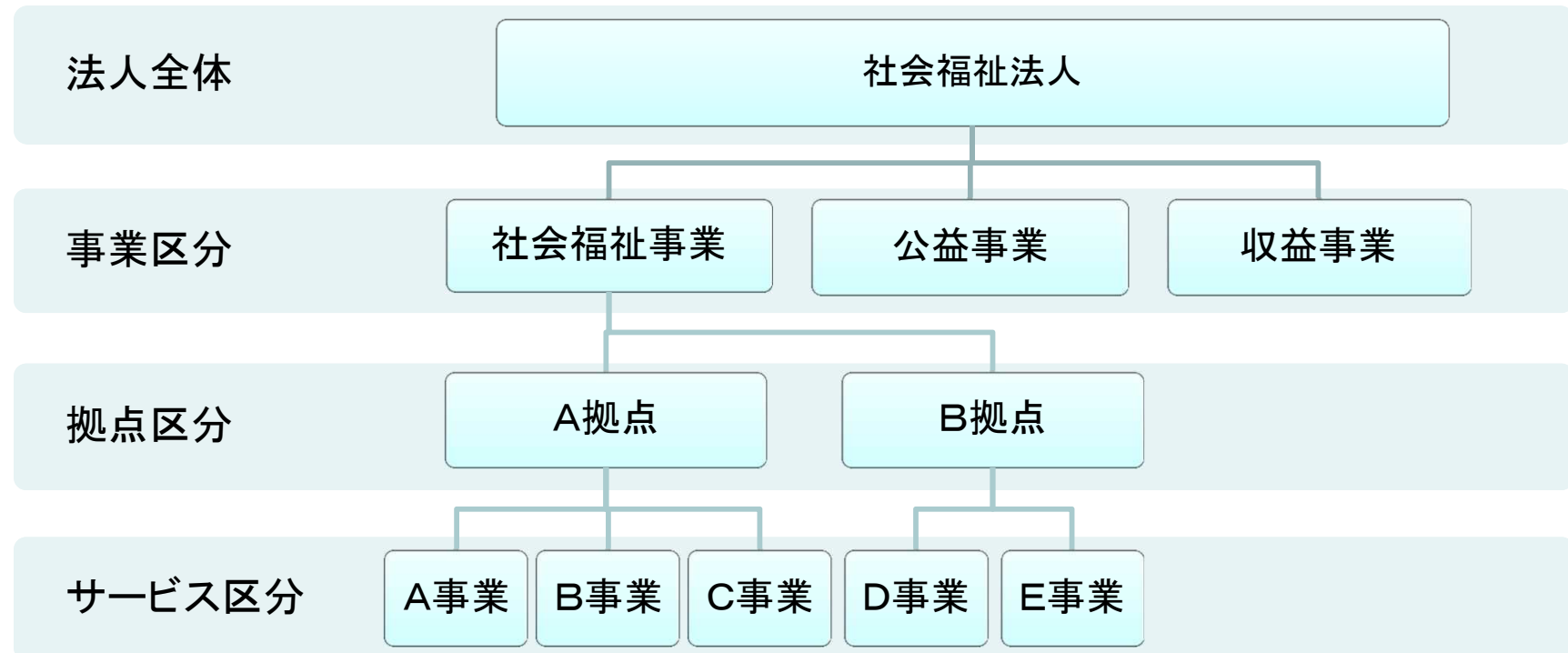
社会福祉法に規定する社会福祉事業、公益事業、収益事業に基づき区分する。

② 拠点区分

一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの区分とする。

③ サービス区分

拠点区分において実施する複数の事業について、法令等の要請により区分する。



その他に作成が必要な書類

■ 計算書類を補完するものとして、附属明細書、計算書類の注記、財産目録を作成する。

附属明細書	計算書類の注記
(1) 全事業に係る附属明細書 ・借入金明細書 ・寄附金収益明細書 ・補助金事業等収益明細書 ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 ・事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書 ・基本金明細書 ・国庫補助金等特別積立金明細書 ・基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書 ・引当金明細書 ・拠点区分資金収支明細書〔再掲〕 ・拠点区分事業活動明細書〔再掲〕 ・積立金・積立資産明細書 ・サービス区分間繰入金明細書 ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書 (2) 就労支援事業等に係る附属明細書 ・就労支援事業別事業活動明細書 ・就労支援事業製造原価明細書 ・就労支援事業販管費明細書 ・就労支援事業明細書 ・授産事業費用明細書	☆・継続事業の前提に関する注記 ・重要な会計方針 ・重要な会計方針変更 ・法人で採用する退職給付制度 ・法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分 ・基本財産の増減の内容及び金額 ・基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し ・担保に供している資産 ・固定資産の取得金額、減価償却累計額及び当期末残高 ・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 ☆・関連当事者との取引の内容 ☆・重要な偶発債務 ・重要な後発事象 ・その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに試算、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(注1) 該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成を省略できる。

(注2) 注記は、法人全体及び各拠点区分で作成する。
 なお、「☆」については、拠点区分の注記では、記載を要しない。